

## 地域内フィーダー系統確保維持計画

計画期間 平成 29 年度から平成 31 年度

地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

「周南市 地域内フィーダー系統確保維持計画」

(策定年月日) 平成 28 年 5 月 日

(協議会名称) 周南市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>本市の中山間地域においては、鉄道がなく自動車を利用できない住民にとっては、バスが通院や買い物など日常生活になくてはならない交通手段である。</p> <p>大道理地区においては、病院や商業施設等が所在する須々万地区方面へのバス路線がなく課題となっており、このような交通不便地域を解消するため、本系統の運行を実施するものである。また、本系統を利用し地域間幹線系統に乗り換えることで、地区内の住民が容易に中心市街地へ移動することが可能となり、生活の質の向上や外出機会の創出に大きく寄与するものと考えられる。</p> <p>今後、急速に人口減少や高齢化が進展する地域にとっては、免許証を持たない高齢者をはじめとする交通弱者の通院・買い物等の手段を確保することは、地域の活力を維持することでもあり、本系統は必要不可欠である。持続可能な地域公共交通ネットワークを構築に向け、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
平成 28 年度実績から、次のとおり利用者数を推計し目標値を設定する。			
[1 ヶ月当たりの利用者数]			
平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 28 年 10 月～3 月平均
62 人以上	63 人以上	64 人以上	61.6 人
(2) 事業の効果			
大道理地区の主に一人暮らし高齢者や障害者の外出機会を増やし心身の健康を維持し、病院や商業施設などへの移動手段を確保することができる。			
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者			
○補助事業の要件（補助要綱別表 7）			
① 接続要件（別表 7 のロ）			
表 1 のとおり			
② 既存交通ネットワーク等との整合性（別表 7 のハ）			
大道理地区と須々万地区を繋ぐバス路線はなく、競合は発生しない。			
③新規性要件（別表 7 の二）			

表1のとおり

○運行予定者の選定について

当該地域には交通事業者がなく地元地縁団体が運行を担っている。運転手は2種免許を取得しており、運行の安全面については問題がない。また、地元地縁団体の関係団体が地域拠点施設の指定管理を受託しており、当該施設で車両を管理することで最も効率よい運行体制を確立することができる。また、当該施設は周南市支所機能を有し、事故等の緊急時の対応においても速やかな対応ができるため、本格運行に伴い周南市が運行することとした。

デマンドによる運行による効率的な運行を実施するためにも、地域に精通した運行予定者である地元地域団体において他にはないことから選定した。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

なお、運行経費から運賃収入や国庫補助額を控除した額を市が負担することとしている。

5. 補助金を受けようとする補助対象事業者の名称

周南市

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

活性化法法定協議会を補助対象事業者としないので記載なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平均1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

記載なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

記載なし

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

補助金交付要綱「表5」添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性

補助対象となる車両の取得を行わないため記載なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

補助対象となる車両の取得を行わないため記載なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、地方公共団体、要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助対象となる車両の取得を行わないため記載なし

13. 老朽車両の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

補助対象となる車両の取得を行わないため記載なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

・平成27年6月18日 第1回周南市地域公共交通会議開催

(1) 平成27年度予算について

- (2) 地域公共交通網形成計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選考委員会委員の選定について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
  - ・平成 27 年 8 月 17 日 第 2 回周南市地域公共交通会議開催
    - (1) 地域公共交通網形成計画の策定方針について
    - (2) 周南市の現況と計画策定にあたっての検討課題について
    - (3) 住民アンケート調査の実施方針について
    - (4) 自家用有償旅客運送の登録申請について
  - ・平成 27 年 11 月 2 日 第 3 回周南市地域公共交通会議開催
    - (1) 各種調査結果と周南市の公共交通の課題、計画の基本方針について
  - ・平成 27 年 12 月 21 日 第 4 回周南市地域公共交通会議開催
    - (1) 第 3 回会議以降に実施した各種調査結果の概要について
    - (2) 周南市地域公共交通網形成計画骨子案について
  - ・平成 28 年 1 月 25 日 第 5 回周南市地域公共交通会議開催
    - (1) 周南市地域公共交通網形成計画素案について
  - ・平成 28 年 3 月 22 日 第 6 回周南市地域公共交通会議開催
    - (1) 周南市地域公共交通網形成計画素案について
    - (2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）に関する事業評価について

今後、年 3 回開催予定

#### 15. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成 27 年 11 月、12 月 中山間地域生活交通検討会  
中山間地域を運行する「大道理もやい便」の必要性・重要性を認識し、隣接する地域との連携についての協議を行った。
- ・平成 27 年 12 月 大道理をよくする会 互助部会  
利用者のニーズを把握し、継続した運行を確保するため更なる PR 活動について検討
- ・平成 28 年 2 月 大道理をよくする会 臨時総会  
「大道理もやい便」の PR を行うと同時に利用者の意見聴取を実施
- ・平成 28 年 3 月 大道理をよくする会 役員会  
運転手を確保するため地区広報に掲載するための検討を行った。

#### 16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課主幹 山口県 周南土木建築事務所 企画調査室主幹
関係市区町村	周南市 都市整備部長
交通事業者	防長交通株式会社 取締役営業部長 徳山地区タクシー協会 会長 西日本旅客鉄道株式会社 徳山駅長 大津島巡航株式会社 代表取締役専務
交通施設管理者等	私鉄中国地方労働組合防長交通支部 書記長 周南警察署 交通課長

	光警察署 交通課長 中国運輸局 山口運輸支局 首席運輸企画専門官 中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長
その他協議会が必要と 認める者	徳山工業高等専門学校 副校長 周南市自治会連合会 会長 周南市老人クラブ連合会 会長 周南市身体障害者団体連合会 会長 鹿野地区女性団体連絡協議会 副会長

※向こう3年間メンバー等の変更予定なし

## 大道理もやい便運行計画（案）

### 1. 目的

一人暮らし高齢者やマイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保及び、地域内に存在する一定の需要が見込めるものの既存のバス路線から離れた不便地域への移動手段の確保

### 2. 事業主体

周南市

### 3. 運行主体

周南市（市町村運営有償運送「交通空白輸送」）

### 4. 実証運行期間・本格運行

実証運行期間 平成 26 年 10 月 3 日～平成 27 年 9 月 30 日

本格運行 平成 27 年 10 月～

### 5. 対象者・対象エリア

<対象者>

大道理地区住民

<対象エリア>

大道理地区内の移動（夢求の里、郵便局、友人宅、バス停、自宅など）

須々万地区への移動（買い物、病院、銀行、バス停など）

### 5. サービス内容

#### ① 運行形態

路線を定めて不定期に行う運送（大道理地区内は迂回エリアを設定）

#### ② 運行日

月・水・金曜日（祝日、8/13～8/16、年末年始 12/30～1/5 は運休）

#### ③ 便数

4往復／1日

④ 時刻設定

8:00	～	10:00	1便
10:00	～	12:00	1便
12:00	～	15:00	1便
15:00	～	17:00	1便

⑤ 運行車両

軽自動車 箱バン

⑥ 運賃

地区内	片道	100円
地区外 (須々万)	片道	200円

⑦ 予約方法

電話にて事前予約

前日	8:30	～	17:00
当日	8:00	～	10:00









表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 周南市

29年度

1. 申請事業者の概要 山口県

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗合バス事業・(自家用有償旅客運送)					
	営業収益	118千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	118千円
	営業費用	1,065千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	1,065千円
	営業損益	▲947千円	営業外損益	千円	経常損益	▲947千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	2,149.4 km			経常収支率	11.07%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	km			経常収支率	%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	km			経常収支率	%	

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)\} \div 2 = \text{d}$
山陽	円.00銭	円.00銭	495円.48銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	495円.48銭	366円.31銭	366円.31銭	54円.89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率  (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ  ヲ
			起点	主な 経由地	終 点			チ	リ	ヌ	ヲ				
山陽	1	大正通りやいせ	河内	大正通り	河内	141日	282回	往 14.4km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	100.000%	4,060.8km		
								復 14.4km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	0.0km	0.0km		
								往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	%	0.0km		
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	%	0.0km		
合計	系統	/	/	/	/	/	/	往 14.4km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	/	4,060.8km		
								復 14.4km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	/			

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	1,487,511円	54円.89銭	222,897円	1,264,614円	1,264,614円	1,264千円	632千円	/	/
		0円		0円	0円	0円	千円	.千円	/	/
		0円		0円	0円	0円	千円	.千円	/	/
		0円		0円	0円	0円	千円	.千円	/	/
合計		1,487,511円	/	222,897円	1,264,614円	1,264,614円	1,264千円	632千円	8,614千円	632千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1	1,789,148 円										
		0 円										
		0 円										
		0 円										
合計		1,789,148 円	1,157,148 円	円	%	1,157,148 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者については別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ハ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 周南市

30年度

1. 申請事業者の概要 山口県

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗合バス事業・(自家用有償旅客運送)					
	営業収益	118千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	118千円
	営業費用	1,065千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	1,065千円
	営業損益	▲947千円	営業外損益	千円	経常損益	▲947千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		2,149.4 km		経常収支率		11.07 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km		経常収支率		%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km		経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)\} \div 2 = \text{d}$
山陽	円.00銭	円.00銭	495円.48銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	495円.48銭	366円.31銭	366円.31銭	54円.89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程  テ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程  リ		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程  ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキロ ロ程の比率  (テ-(リ+ヌ))÷テ=ル	計画実車走行キロ  ヲ			
			起点	主な 経由地	終 点				往	復	往	復					
山陽	1	大津理のりば	河内	大津理のりば	大津理のりば	141	日	282	回	往 14.4km (平均) 復 14.4km	14.4km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	4,060.8km
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km		
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km		
						日	回	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	%	0.0km		
合計		系統							往 14.4km 復 14.4km	14.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		4,060.8km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はオのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ロ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	1,487,511 円	54円.89銭	222,897 円	1,264,614 円	1,264,614 円	1,264千円	632.0千円		
		0 円		0 円	0 円	0 円	千円	.千円		
		0 円		0 円	0 円	0 円	千円	.千円		
		0 円		0 円	0 円	0 円	千円	.千円		
合計		1,487,511 円		222,897 円	1,264,614 円	1,264,614 円	1,264千円	632千円	8,614千円	632千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
山陽	1	1,789,148 円																		
		0 円																		
		0 円																		
		0 円																		
合計		1,789,148 円	1,157,148 円	円	%	1,157,148 円	100 %	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 周南市

31年度

1. 申請事業者の概要 山口県

補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	乗合バス事業・(自家用有償旅客運送)					
	営業収益	118千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	118千円
	営業費用	1,065千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	1,065千円
	営業損益	▲947千円	営業外損益	千円	経常損益	▲947千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ')		2,149.4 km		経常収支率		11.07%
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km		経常収支率		%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km		経常収支率		%

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)\} \div 2 = \text{d}$
山陽	円.00銭	円.00銭	495円.48銭	0.00%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	495円.48銭	366円.31銭	366円.31銭	54円.89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ロ
			起点	主な 経由地	終 点			テ	リ	ヌ				
山陽	1	大田原ゆかり線	河内	大田原・深谷	エサカ	140	日	往 14.4km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	往 0.0km (平均)	100.000%	4,032.0km	
								復 14.4km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
								往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km			
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
山陽	1	大田原ゆかり線	河内	大田原・深谷	エサカ	140	日	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	%	0.0km	
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
								往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km			
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
山陽	1	大田原ゆかり線	河内	大田原・深谷	エサカ	140	日	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	%	0.0km	
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
								往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km			
								復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km			
合計	系統						往 14.4km	往 0.0km	往 0.0km	往 0.0km		4,032.0km		
							復 14.4km	復 0.0km	復 0.0km	復 0.0km				

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ロ以下の 額:フ	ト	ト×ロ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
山陽	1	1,476,961 円	54円.89銭	221,316 円	1,255,645 円	1,255,645 円	1,255千円	627.5 千円		
		0 円		0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
		0 円		0 円	0 円	0 円	千円	. 千円		
合計		1,476,961 円		221,316 円	1,255,645 円	1,255,645 円	1,255 千円	627 千円	8,614千円	627 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラーウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	1	1,776,459 円											
		0 円											
		0 円											
		0 円											
合計		1,776,459 円	1,149,459 円	円	%	1,149,459 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にとっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	周南市
------	-----

山口県 (単位:人)

周南市	人口
人口集中地区以外	58,234
交通不便地域	4,101

財政力指数

0.82

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,740	旧鹿野町	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
361	大津島	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
58,234	$(58,234人 \times 150円) \times 0.7 + 250万円$	8,614,570

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



## 自家用有償運送収支計算書

(単位: 千円)

	自家用有償運送 (乗合バス型) ①	自家用有償運送 (デマンド型バス) ②	自家用有償運送 合計額(①+②)	その他事業 合計額
<b>【営業収益】</b>				
運送収入	118		118	
運送雑収入			0	
営業収益合計	118	0	118	0
<b>【営業費用】</b>				
人件費			0	
燃料油脂費	29		29	
修繕費			0	
固定資産償却費			0	
保険料	73		73	
施設使用料			0	
自動車リース料	441		441	オペレーティングリース
道路使用料			0	
施設賦課税			0	
その他経費	522		522	
運送費計	1,065	0	1,065	0
一般管理費			0	
営業費用合計	1,065	0	1,065	0
<b>【経常収支】</b>	▲ 947	0	▲ 947	0

※課税対象となる補助対象事業者は、「営業収入」及び「営業費用」それぞれ消費税抜き額によること。

市町村有償運送 / 過疎地有償運送

市町村名: 周南市

補助対象期間: 平成29年10月～9月

自家用有償運送収支計算書

(単位: 千円)

	自家用有償運送 (乗合バス型)	自家用有償運送 (デマンド型バス)	自家用有償運送 合計額	その他事業 合計額
<b>【営業収益】</b>				
運送収入	118		118	
運送雑収入				
営業収益合計	118	0	118	0
<b>【営業費用】</b>				
人件費				
給料				
手当				
退職金				
法定福利費				
厚生福利費				
臨時雇賃金				
その他				
小計	0	0	0	0
燃料油脂費				
ガソリン費	29		29	
軽油費				
油脂費				
その他				
小計	29	0	29	0
修繕費				
車両修繕費				
その他				
小計	0	0	0	0
固定資産償却費				
車両償却費				
その他				
小計	0	0	0	0
保険料				
自賠責保険料				
車両保険				
その他	73		73	
小計	73	0	73	0
施設使用料				
小計	0	0	0	0
道路使用料				
小計	0	0	0	0
自動車リース料	441		441	
小計	441	0	441	0
施設賦課税				
自動車重量税				
自動車税				
その他				
小計	0	0	0	0
その他経費	522		522	
小計	522	0	522	0
運送費計	1,065	0	1,065	0
償却費を除く運送費	1,065	0	1,065	0
一般管理費				
人件費				
修繕費				
固定資産償却費				
保険料				
施設使用料				
租税公課				
その他経費				
小計	0	0	0	0
営業費用合計	1,065	0	1,065	0
<b>【経常収支】</b>	-947	0	-947	0

年間利用見込 62人 × 12月 = 744人  
 ①地区外  
 200円 × 744人 × 0.59 = 87,792  
 運賃 地区外利用割合  
 ②地区内  
 100円 × 744人 × 0.41 = 30,504  
 運賃 地区内利用割合  
 ①+②= 118,296  
 (収入見込)

運行委託料



## 大道理地区「もやい便」について



大道理地区「もやい便」は、周南市北部の大道理地区で運行しているデマンド(予約)式の生活交通です。

大道理「もやい便」は、地区内の移動や、商店、病院、銀行などの生活拠点が集中している須々万地区への移動手段を確保するため、生活交通の構築に向けて地域と共に検討を重ねてまいりました。平成26年10月から実証運行を行い、平成27年10月1日から本格的に運行を行っています。

### ——大道理「もやい便」について——

- 運行エリア** 大道理地区内  
大道理地区～須々万地区（買物、医療機関、銀行 など）
- 運賃** 大道理地区内：100円 大道理地区～須々万地区：200円
- 予約方法** 電話で向道支所に事前予約  
受付時間 運行前日（8：30～17：00）  
運行当日（8：00～10：00）
- 運行日** 毎週月・水・金曜日（予約の無い場合は運行しません）  
（※祝日、8/13～16、12/30～1/5は運休）

もやい便 運行時間帯	
①	8:00～10:00
②	10:00～12:00
③	12:00～15:00
④	15:00～17:00

運行時間帯 右表のとおり(4便/日)

#### 【乗り降りについて】

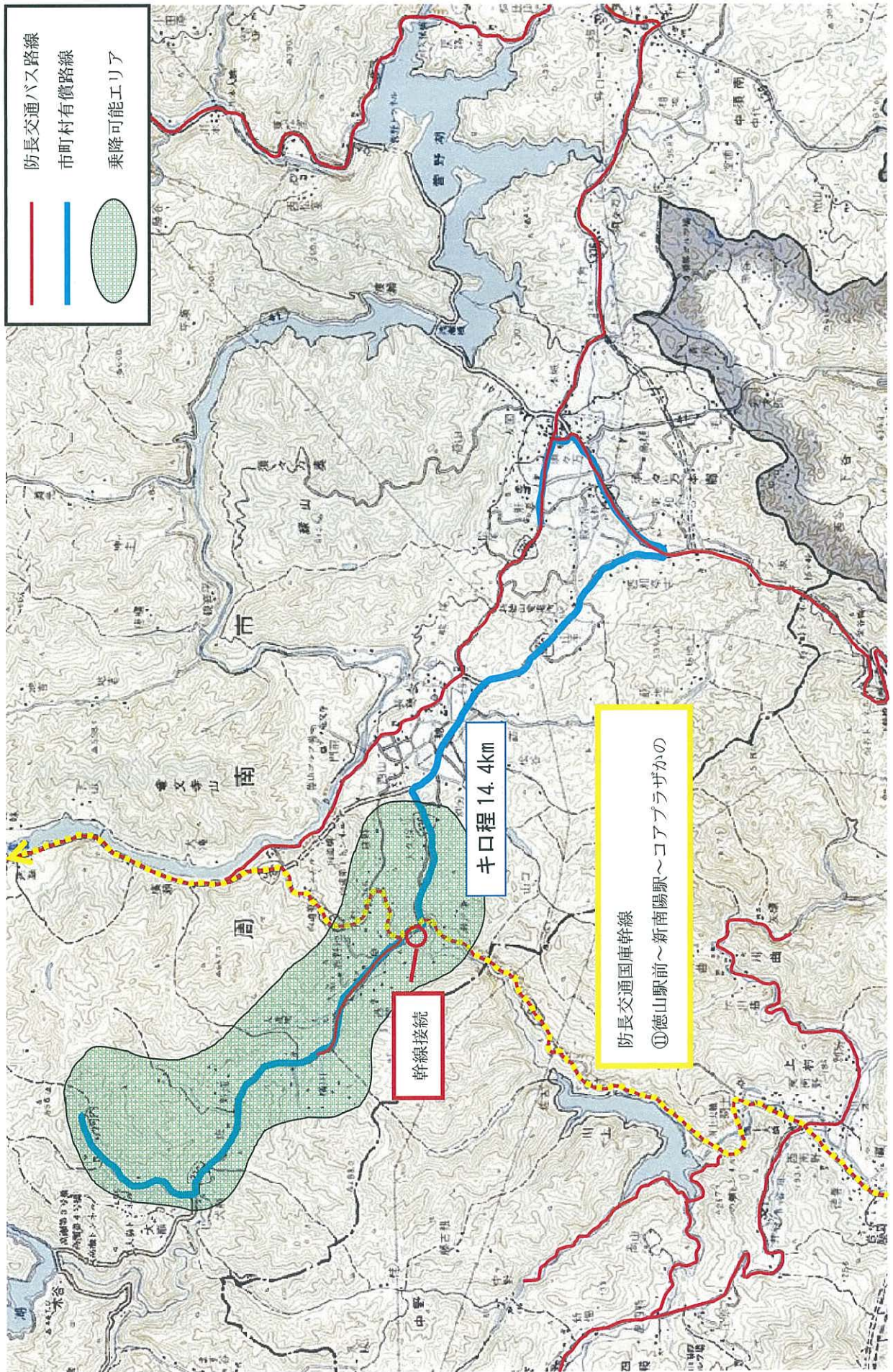
(大道理地区内)  
予約時に指定していただいた場所で、どこでも自由に乗降が可能です。  
(須々万地区)  
須々万地区内にある公共施設等を、乗降ポイントとしています。

#### <乗降ポイント>

- JA周南都濃支所
- サンマート須々万店
- ジュンテンドー須々万店
- 山口銀行都濃支店
- 須々万郵便局
- 周南市役所須々万支所
- 周南高原病院

問合せ 向道支所 電話(0834)88-1800

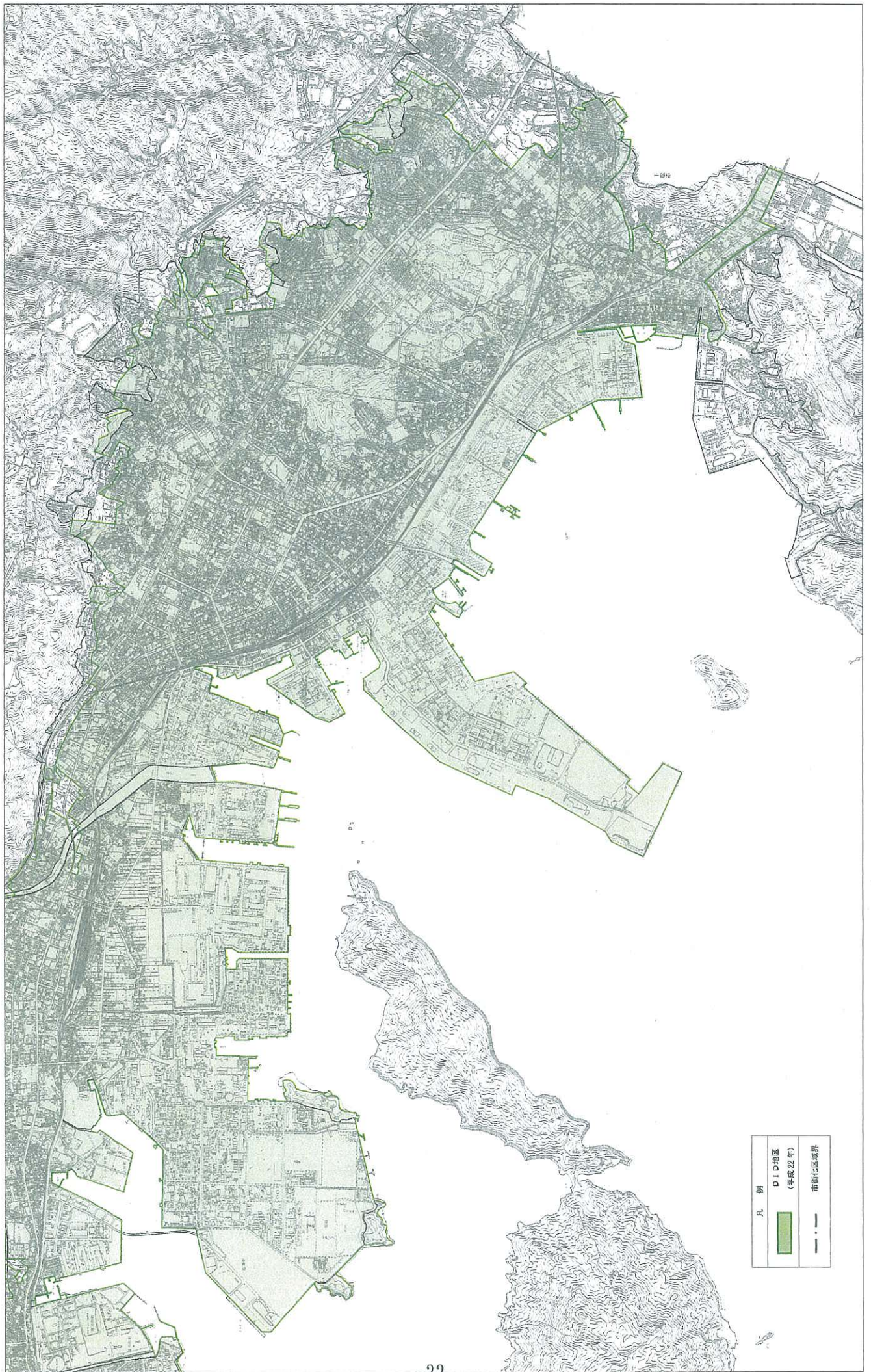
大道理もやい便路線図





1:10,000  
1:10,000

凡例
DID地区 (平成22年)
市界区域界



凡例

	DID地区 (平成22年)
	市街化区域界

1:10,000  
0 200 400 600 800 1000  
1:10,000

